

議案 第106号 【教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課】
指定管理者の指定について（港区スポーツセンター）

本案は、スポーツセンターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区スポーツセンター	港区芝浦一丁目16番1号

- 指定管理者 豊島区长崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体
- (代表団体) 株式会社ピーウォッシュ
(構成団体) アシックススポーツファシリティーズ株式会社
(構成団体) 株式会社東急コミュニティー

- 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【現在の指定管理者】

- ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体
- (代表団体) 株式会社ピーウォッシュ
(構成団体) アシックススポーツファシリティーズ株式会社
(構成団体) 株式会社東急コミュニティー